

(別表 8-①)

1. 事業名	せんだい森林整備サポート事業
2. 事業目的	森林の公益的機能の維持及び林業振興を図るための森林整備を推進する。
3. 補助対象者	森林所有者及び森林所有者から委託を受けた林業事業者
4. 補助対象事業等	<p>事業内容 市内の地域森林計画対象民有林において管理が困難な私有林人工林における森林の整備</p> <p>採択基準 原則、市産材生産を目的に実施する施業で(③は対象外)、1 施行地*面積は 0.01ha 以上であること。(みやぎ環境交付金を活用した事業との併用は不可。)</p> <p>①保育間伐：林齢 20 年生以上、間伐率 20%以上 (材積率 35%以内) ②搬出間伐：標準伐期齢以上、間伐率 20%以上 (材積率 35%以内) ③更新伐 (搬出なし)：標準伐期齢以上 間伐率 30%以上 70%以下 ④更新伐 (搬出あり)：標準伐期齢以上 間伐率 30%以上 70%以下 ③④における天然更新完了期間は 5 年以内とし、未成立の場合は人工造林により更新を図ること。 ⑤作業道整備：間伐等と一体的に実施する作業道の開設と改良 ・路面工に使用する砕石はRC-40又はC-40を標準とし、敷厚はt=10cmとする。 なお、路面工を実施する場合は谷側に0.5mの路肩を設置するか、丸太筋工等により流出・洗掘防止対策を施すものとする。 ・横断排水工の設置間隔は50mを標準とする。 なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。 ⑥枝打ち：林齢 20 年生以下、1,500 本/ha 以上 ⑦造林：対象樹種は適地適木とし、仙台市森林整備計画における標準植栽本数を植栽すること。なお、スギは花粉の少ない苗木の導入に努めること。 ・宮城県の森林育成事業の要件を満たす事業は、森林育成事業の補助金の交付を受けること。 ※同一の事業主体が同一時期に実施する同一事業種の施行区域 (原則として接続する区域)</p>
5. 補助対象経費	上記補助対象事業の間伐、更新伐、森林作業道整備、枝打ち及び造林
6. 助成の内容	<p>標準事業費に以下補助率を乗じて得た額(※) ただし、森林育成事業補助金が交付される場合はその額を除いた額 補助率：①~⑦ (③を除く) は 80/100、③は 100/100 ※標準単価 (宮城県森林整備関係補助事業標準単価表で定める) ×間接費率 (森林環境保全整備事業の算定方法に準ずる) ×施工面積 (又は施工延長) × (補助率) (千円未満切り捨て) 枝打ちは、みやぎの豊かな森林づくり支援事業の単価を使用する。 なお、施工面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てる。 施工延長の単位はメートルとし、小数点 1 位以下を切り捨てる。</p>

7. 添付書類	<p>(第7条第2項第5号で規定する書類等)</p> <p>位置図、施工箇所の森林計画図、現況写真、管理困難である理由書、事業を実施する権利を証明する資料(登記簿・委託契約書の写し等)</p> <p>(第13条第4号で規定する書類等)</p> <p>施工箇所の森林計画図、実測図、標準地調査野帳、材積表、完成写真、森林育成事業補助金確定通知書の写し等</p> <p>また、事業が完了してから5年後に更新状況報告書の提出を求める。</p>
8. 備考	令和8年4月(経済局長決裁)